

平群町 移動支援事業

# 移動支援ガイドライン

令和5年4月制定

このガイドラインは、令和5年4月1日からの平群町における地域生活支援事業（移動支援事業）の考え方をまとめたものであり、今後の地域事情や社会情勢等により変更することがあります。

施行期日

適用開始日	令和5年4月1日
-------	----------

平群町移動支援ガイドライン 目次

1	移動支援の概要
2	移動支援の対象者
3	移動支援の利用方法・利用料の支払い
4	移動支援の単価
5	実施方法
6	移動支援事業の対象となる外出の範囲
7	移動支援事業の対象と認められない外出の範囲
8	算定可能な支援の範囲
9	算定できるサービス、算定できないサービスの内容
10	その他留意事項
11	移動支援に関するQ&A
Q1	移動支援における通院時の取扱い
Q2	入退院時の利用
Q3	病院に入院中である場合
Q4	施設入所支援との併用
Q5	グループホーム入居中に移動支援を利用する場合
Q6	グループホームから一時帰宅する際の移動支援の利用
Q7	年齢による利用制限
Q8	1日当たりのサービス提供時間
Q9	事業者等が所有する車の利用
Q10	自転車での併走
Q11	町外に行く場合の移動支援
Q12	複数の目的地がある場合
Q13	目的地のみの支援
Q14	障がい児通所支援終了後の利用
Q15	学校行事での外出
Q16	ボランティア活動の利用
Q17	プール内での支援を行う場合
Q18	公園で一緒に遊ぶ行為
Q19	習い事への外出
Q20	娯楽施設への付き添い
Q21	競馬・競輪・競艇・パチンコ等への付き添い
Q22	居酒屋等、飲酒の場への付き添い
Q23	スーパー銭湯や温泉での入浴
Q24	移動支援事業所等が開催に携わる行事等の利用
Q25	現地での待ち時間
Q26	準備のみを行って外出できなかった場合
Q27	利用者の区分によるサービス内容
Q28	旅行中における移動支援の利用
Q29	移動支援事業所を目的地とした外出
Q30	短期入所や日中活動系事業所への送迎
Q31	日中活動系事業所への帰宅時の利用
Q32	『通年かつ長期にわたる外出』に該当するもの
Q33	グループ支援型の提供義務
Q34	『区分B』と『区分C』のグループ支援型
Q35	出発地が異なる場合のグループ支援型
Q36	個別支援型とグループ支援型の併用
Q37	グループ支援型におけるキャンセルの取扱い

## 1 移動支援の概要

単独では外出困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を提供するサービスです。

※介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合には、その利用が優先されます。また、通院、官公署での手続き等に係る移動の支援は居宅介護(通院等乗降介護、通院等介助、身体介護)で対応します。介護保険が適用される場合も同様です。

## 2 移動支援の対象者

町内に住所のある在宅の障がい者(児)、または、町の支給決定を受けてグループホーム等を利用されている障がい者で、次のいずれかに該当する場合、移動支援の対象となります。

ただし、行動援護、同行援護及び重度訪問介護の支給決定を受けていない場合に限り、(グループ支援をのぞく)

障がい種別	対象要件
身体障がい者(児)	○身体障害者手帳を所持し、肢体不自由、体幹機能障がいを有する方 ※65歳以上の方にあつては、下記のいずれかにあてはまる方 ①視覚障がい2級以上の方 ②両上肢、両下肢のいずれも2級以上の身体障がいを有する方 ③両上肢に身体障がいを有する方で体幹機能障がい2級以上の方 ④65歳に到達する日前5年間(入院その他やむを得ない事由により当サービスの支給決定を受けていなかった期間を除く。)継続して当サービスに係る支給決定を受けていた方 ⑤身体障害者手帳を所持し、町長が必要と認める方
知的障がい者(児)	○療育手帳を所持している方 ※65歳以上の方にあつては、療育手帳を所持し、町長が必要と認める方
精神障がい者(児)	○精神保健福祉手帳を所持している方 ○自立支援医療(精神通院)を受給されている方 ○発達障がいと医師の診断により認められる方 ※65歳以上の方にあつては、精神手帳を所持し、町長が必要と認める方
難病患者	○上記の手帳所持者と同程度の状態であることが、医師の診断書等により、確認できる方

※ 知的・精神障がい者(児を除く)については、区分により単価が異なります。

### 障がい児(18歳未満)における移動支援事業の考え方

未就学児は原則として移動支援の対象となりません。これは未就学児の外出にあたっては社会生活一般において保護者が同伴するものであり、単独で社会生活上不可欠な外出や余暇活動等に参加することは想定できないためです。

小学生以上の障がい児に対する移動支援の支給については、「保護者がどこまで関わっていくことが通常であるか」を考慮の上、子育てからくるニーズなのか、障がい起因となつて生ずるニーズであるかを判断し、移動支援事業の必要性を検討します。障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではありません。

ただし、通常は保護者が連れて行くべき外出であっても、次のような場合は移動支援事業が認められる場合があります。

- ① 保護者が障がいのある児童1名、障がいのない児童1名を連れて外出する際に、障がいのある児童の介護を十分にできないことから、介護補助が必要な場合。
- ② 保護者が障がいのある児童を連れて外出する際に、児童の体格が良くなつたうえに、多動性や他害行為が頻繁にあり、保護者一人で付き添うことが難しい場合。
- ③ 介助する家族等の疾病等により一時的に移動時の介助ができない場合。

### 3 移動支援の利用方法・利用料の支払い

利用者は委託事業者と契約し、利用時は受給者証を提示し、利用申出によりサービスを利用します。

利用料の支払いについては、事業者が移動支援事業単価表に定めた単価の90%（利用者負担額0円の場合は100%、その他の利用者負担額を超える場合は、超過額を加算した額）をサービス提供月ごとに実績記録を添付して町長に請求します。利用者は利用者負担額を事業者に支払います。

### 4 移動支援の単価

移動支援の単価については、以下の単価表のとおりとなります。最小算定時間は0.5時間となります。

移動支援単価表

利用者と障がい種別と支援区分		区分	利用者1人あたりの時間単価		複数対応時の上限
身体	者・児童:身障手帳1・2級	A	利用者1人	3,000円/時	障1:支1
知的・精神	者:障害支援区分4以上 児童				
身体	者・児童:身障手帳3・4級	B	利用者1人	1,600円/時	障2:支1
知的・精神	者:障害支援区分2・3		利用者2人 (グループ支援)	1,500円/時	
身体	者・児童:身障手帳5・6級	C	利用者1人	1,200円/時	障3:支1
知的・精神	者:障害支援区分1以下		利用者2人 (グループ支援)	1,100円/時	
			利用者3人 (グループ支援)	1,000円/時	

### 5 実施方法

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

#### (1) 個別支援型

個別支援が必要な障がい者(児)1名に対して、支援者1名が付添い、支援を行います。

#### (2) グループ支援型

屋外でのグループワーク、同一目的及びイベントへの複数人同時参加する場合、複数の障がい者(児)に対して、支援者が同時に支援を行います。(区分B,Cの方のみ)

※ただし、支援者が1名で同時に支援できるのは、区分Bの方で最大2名、区分Cの方で最大3名までとします。

### 6 移動支援事業の対象となる外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。原則として公共交通機関を利用してください。

#### (1) 社会生活上必要不可欠な外出

外出内容	外出先例
金融機関等における手続き・相談 (※1)	金融機関、郵便局等
医療機関への受診、出産・入退院等の手続き、相談等 (※1)	病院、診療所、保健センター等
日用品(衣類・雑貨・本・CD等)の買い物 (※2)	スーパー、ドラッグストア等
冠婚葬祭、お見舞い	結婚式、葬式、法事等の会場、病院
今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後に継続性のないもの	学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続、会社の説明会等
地域生活に欠かせないと判断できるもの	各種団体の行事や会合等

※1 継続的な通院、官公庁(国、県、市の機関)での手続きや選挙の投票に係る外出は、居宅介護(通院等

介助)、重度訪問介護を利用することになります。

また、介護保険対象者については、利用可能な介護保険による訪問介護(外出介助)が優先されます。

※2 買物において、食材料等の購入は日常生活に不可欠なことから居宅介護及び訪問介護の範囲内と考えられます。

## (2) 余暇活動等社会参加を目的とするもの

外出内容	外出先例
自己啓発や教養を高めるもの(※1)	講演会、博覧会、文化教養講座等
体力増強や健康増進を図るもの(※2)	体育館、競技場、トレーニングジム、プール等(※3)
生活の内容・質の充実・向上を図るもの	レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート、美容院、美容院、公園への散歩等(※3)

※1 学習塾のような通年かつ長期にわたるものは対象外とします。

※2 マラソンの伴走、スキー滑走、水泳等を支援者が一緒に行くことは、支援者の本来業務とはならないため、その間の時間は算定できません。

※3 スイミングスクールのような通年かつ長期にわたるものは対象外とします。

プールや映画館、観光施設等、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単独で利用できる年齢に達していない場合、移動支援の対象とはなりません。

## 7 移動支援事業の対象と認められない外出の範囲

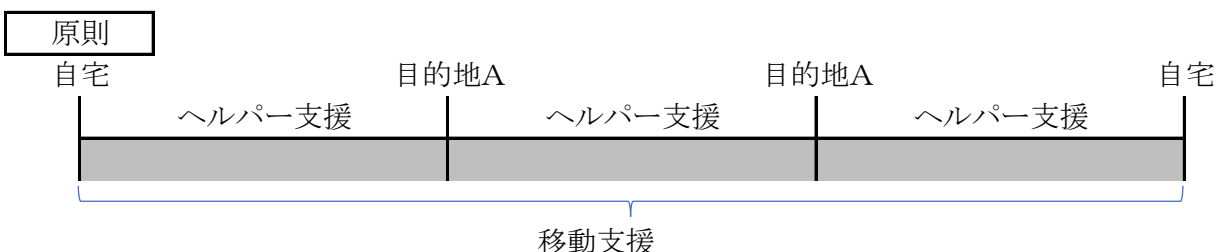
外出内容	外出先例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育、学習塾、習い事 日常的な食材等への買い物
政治活動及び宗教活動に係るもの	選挙運動や布教活動
公的サービスを利用することがふさわしくないもの	競輪、競馬、競艇、パチンコ等のギャンブルや(飲酒・遊興を目的としたもの)、公序良俗に反する外出

※通学、通所、学童保育への送迎について、保護者の入院等やむを得ない事情による場合、移動支援の利用が認められる場合がありますので、ご相談ください。(一時的な利用に限る)

※対象とならない外出内容でサービスを提供したことが判明した場合、移動支援事業費の対象外となりますので、ご注意ください。

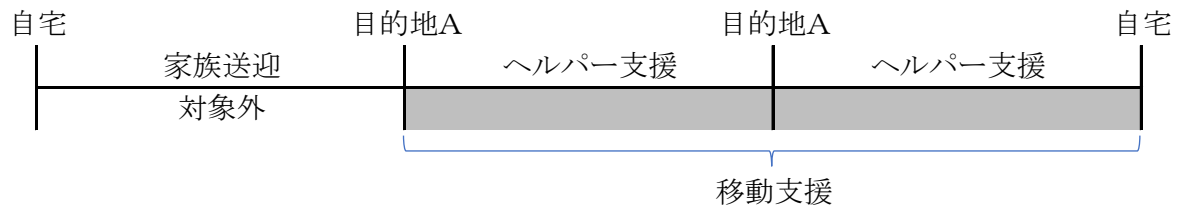
## 8 算定可能な支援の範囲

移動支援として認められる範囲の認定については、事業の目的から、当該外出の目的が「社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か」という観点により判断します。そのため、原則として、明確な目的のある外出で、自宅を始点とし目的地を経由して終点が自宅である支援を対象とします。例外として、下記範囲内のうち、いずれかの経路の支援を家族等が行う場合については、片道のみでの支援であっても、支援の対象とします。基本的には、公共交通機関を利用してください。

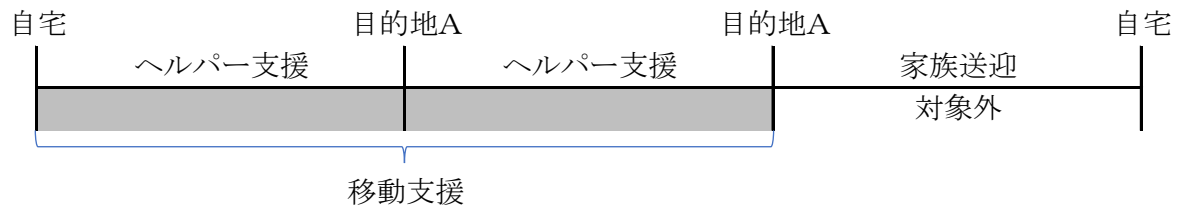


**例外** 特別な事情がある場合に限り、以下の利用を可とします。

①家族が送っていく場合



②家族が迎えに行く場合



※サービス提供事業所は目的地とできませんので、ご注意ください。

## 9 算定できるサービス、算定できないサービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がい起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

### (1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出の準備に伴う支援(健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- 移動に伴う支援(車への乗降介助、交通機関の利用補助等)
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援(代読、代筆等)
- 外出先での必要な支援(排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケット購入の支援等)
- 外出から帰宅した直後の対応支援(更衣介助、荷物整理等)

### (2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手(キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為)
- 移動支援事業所及び同法人等が発案・企画・運営実施の手伝いを行うイベント等への参加及びそれに類する場合
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合(※ 移動支援は、障がい者(児)に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはならない。)
- ヘルパーが1人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間

## 10 その他留意事項

- (1) 基本的には利用者1人対支援者1人での派遣とし、区分BとCの対象者はグループでの移動を利用者が希望する場合、対応可とします。  
ただし、支援者1人に対して区分Bの方は利用者2名、区分Cの方は利用者3名までを限度とします。
- (2) 原則として、公共交通機関を利用してください。  
やむを得ない場合は、事故等の対応について利用者・事業者間で十分に協議しておいてください。  
また、支援するヘルパーが運転する場合は、支援の時間に含まれません。運転者以外に支援するヘルパーが同乗する場合は、ヘルパー1人分の支援時間となります。ヘルパーと運転者が別々の場合でも、車内で常時介護が必要な状態でなければ車中時間の算定はできません。
- (3) 一連の外出の中で、学校、通所事業所等の通年かつ長期にわたる外出先や、通勤先が含まれる場合は、当該目的地までの支援が私的契約等による場合であっても、移動支援を算定することはできません。
- (4) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- (5) 日中活動系サービス、入所系サービスなど、他のサービスと重複している時間は移動支援の報酬は算定できません。

## 11 移動支援に関するQ & A

種類	Q & A
対象となる 外出の範囲	<p><b>Q1 移動支援における通院時の取扱い</b></p>
	<p>移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。</p> <p>A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障がい福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい状況によって必要となる介助（知的障がいのある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。）であれば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。</p> <p>※継続的・定期的な通院時の外出は、移動支援の対象外です。（「6 移動支援事業の対象となる外出の範囲」（1）※1参照）</p>
入院中の利用	<p><b>Q2 入退院時の利用</b></p>
	<p>入退院の際に移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代わりの利用等の場合は対象となりません。また、居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障がい福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。</p>
入院中の利用	<p><b>Q3 病院に入院中である場合</b></p>
	<p>病院に入院中の利用は可能ですか。</p> <p>A：入院中に移動支援を利用することはできません。</p>
施設入所中の 利用	<p><b>Q4 施設入所支援との併用</b></p>
	<p>施設入所中（障害者総合支援法及び介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。</p> <p>A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中（短期入所中を含む）の方は、外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。</p> <p>ただし、地域移行目的で特に必要性が高いと認められる場合には、例外的に認める場合があります。</p>
グループホーム 入居中の利用	<p><b>Q5 グループホーム入居中に移動支援を利用する場合</b></p>
	<p>グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。</p> <p>A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。</p>



<p>グループホーム 入居中の利用</p>	<p><b>Q6 グループホームから一時帰宅する際の移動支援の利用</b></p> <p>グループホームから一時帰宅する際の送迎に移動支援を利用することは可能ですか。</p> <p>A グループホームから一時帰宅する際の送迎に移動支援を利用することはできません。ただし、緊急やむを得ない事情がある際は利用できる場合がありますので、事前に役場にご相談ください。</p>
<p>移動支援の 対象者</p>	<p><b>Q7 年齢による利用制限</b></p> <p>移動支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか。</p> <p>A 未就学児は原則として移動支援の対象となりません。移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。したがって、未就学児等であって、障がいの有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例えば、5歳である児童が、単独で病院に行くことやデパートに行くといったことは通常想定されない。）については、原則、移動支援の対象となりません。また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。）。ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障がい状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障がい等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。 また、65歳以上の方についても対象要件がありますのでご確認ください。（「2 移動支援の対象者」参照）</p>
<p>サービス 提供時間</p>	<p><b>Q8 1日当たりのサービス提供時間</b></p> <p>1日のうちで利用時間に制限はありますか。</p> <p>A 原則として1日の範囲内で用務を終えるものとし、1日8時間のサービス提供を限度としています。</p>
<p>対象となる 移動手段</p>	<p><b>Q9 事業者等が所有する車の利用</b></p> <p>事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。</p> <p>A 公共交通機関を利用することが原則であり、事故等不慮の事態を想定すると、好ましくありません。やむを得ない場合は、事故等の対応について利用者・事業者間で十分に協議しておいてください。ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。ヘルパーと運転手が別々の場合でも、車内で常時介護が必要な状態でなければ車中時間の算定はできません。 なお、外出の目的をドライブとし、外出先での支援が不要な場合等は認められません。</p>
<p>対象となる 移動手段</p>	<p><b>Q10 自転車での併走</b></p> <p>利用者が自転車を使用する場合に、自転車での併走はできますか。</p> <p>A 移動支援は常時介護できる状態での付き添いが前提となるため、自転車での移動については算定できません。併走も算定できません。</p>

対象となる 外出の範囲	<b>Q11 町外に行く場合の移動支援</b>
	町外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。  A 1日の範囲内（上限8時間）で用務を終えるものであれば、町外に行く場合も移動支援の利用は可能です。
対象となる 外出の範囲	<b>Q12 複数の目的地がある場合</b>
	1日に複数の目的地に行くことは可能ですか。  A 可能です。ただし、目的地のうち、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。
対象となる 外出の範囲	<b>Q13 目的地のみの支援</b>
	家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うこととなりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。  A 目的地が移動支援の対象となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。ただし、いわゆる『預かり行為』と考えられる場合は、利用対象外となります。
対象となる 外出の範囲	<b>Q14 障がい児通所支援終了後の利用</b>
	障がい児通所支援が終了後、保護者が帰宅するまでの時間に移動支援を利用できますか？  A 保護者が帰宅するまでの時間に移動支援を利用する場合、社会参加や余暇活動を目的としているのではなく、預かりを目的していると考えますので、算定はできません。保護者不在の自宅に一旦帰宅した場合であっても、それらの行為は全て預かり行為とみなします。
対象となる 外出の範囲	<b>Q15 学校行事での外出</b>
	学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。  A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。
対象となる 外出の範囲	<b>Q16 ボランティア活動の利用</b>
	ボランティア活動に利用できますか。  A 利用できます。 ただし、報酬の発生するものや、各種団体等の利益誘導につながる恐れのある活動には利用できません。

<p>対象となる 支援の範囲</p>	<p><b>Q17 プール内での支援を行う場合</b></p> <p>移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。</p> <p>A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、目的地において利用者が自ら活動できる場合（この例では「プール内での更衣、自らが遊泳できる」場合）は移動支援として算定できません。ただし、プール内において、利用者に対して支援が必要な場合は、移動支援として算定できます。</p>
<p>対象となる 支援の範囲</p>	<p><b>Q18 公園で一緒に遊ぶ行為</b></p> <p>公園で一緒に遊んでもらうことは可能ですか。</p> <p>A 公園内において、利用者に対して支援が必要な場合は、移動支援として算定できます。ただし、単に「一緒に遊ぶ」という行為は移動支援本来の趣旨・目的に沿わないため、目的地において利用者が自ら活動できる場合は移動支援として算定できません。</p>
<p>対象となる 支援の範囲</p>	<p><b>Q19 習い事への外出</b></p> <p>塾やスイミングなどの習い事に利用できますか。</p> <p>A できません。 通年かつ継続的な外出は移動支援の対象とはなりません。ただし、通年かつ継続的でない場合は利用可能です。その際、常時の付き添いが必要な場合（座位保持のため支える必要がある等）は習い事の最中もあわせて算定できますが、単なる待ち時間は算定できません。また、常時の付き添いの必要性が「授業内容について説明する」等の場合は、その習い事のスタッフが対応すべきであり、移動支援の本来の趣旨とは異なるため、算定できません。</p>
<p>対象となる 支援の範囲</p>	<p><b>Q20 娯楽施設への付き添い</b></p> <p>映画館、カラオケ、ゲームセンター、ボウリング、遊園地等の娯楽施設への付き添いは可能ですか。</p> <p>A 目的地において、利用者に対して支援が必要な場合は、移動支援として算定できます。ただし、単に「一緒に遊ぶ」という行為は移動支援本来の趣旨・目的に沿わないため、目的地において利用者が自ら活動できる場合は移動支援として算定できません。 また、障がい児については、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。）。</p>
<p>対象となる 外出の範囲</p>	<p><b>Q21 競馬・競輪・競艇・パチンコ等への付き添い</b></p> <p>競馬・競輪・競艇・パチンコ等への付き添いは可能ですか。</p> <p>A 不可です。 ギャンブルは「社会通念上本制度を適用することが適当でない外出」とします。</p>

<p>対象となる 外出の範囲</p>	<p><b>Q22 居酒屋等、飲酒の場への付き添い</b></p> <p>居酒屋等、飲酒の場への付き添いは可能ですか。</p> <p>A 不可です。 飲酒は「社会通念上本制度を適用することが適当でない外出」とします。</p>
<p>対象となる 外出の範囲</p>	<p><b>Q23 スーパー銭湯や温泉での入浴</b></p> <p>スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。</p> <p>A 居宅介護（身体介護）での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えない等の事情によって、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護（身体介護）にて入浴介助（公衆浴場等までの移動を含む。）を算定することが可能です。</p>
<p>対象となる 外出の範囲</p>	<p><b>Q24 移動支援事業所等が開催に携わる行事等の利用</b></p> <p>移動支援事業所等が開催（発案・企画・運営実施の手伝いも含む）する集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A 移動支援は、利用者からの申し出により、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の支援です。移動支援事業所及び同法人が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する参加の為の外出は対象とはなりません。</p>
<p>対象となる 支援の範囲</p>	<p><b>Q25 現地での待ち時間</b></p> <p>目的地までの送迎に移動支援を利用した場合、現地での待ち時間の扱いはどのようになりますか。</p> <p>A プールや銭湯を利用したり、映画や演劇を鑑賞したりする時間については、その間もガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、遊泳、入浴、トイレ等に伴う介助を含めての移動支援の対象になります。しかし、目的地での単なる待合の場合は、待機時間として移動支援の算定の対象とはなりません。</p>
<p>対象となる 支援の範囲</p>	<p><b>Q26 準備のみを行って外出できなかった場合</b></p> <p>外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。</p> <p>A 外出していないため、原則対象となりません。 ただし、外出準備（着替え、準備、排せつ等の介助等）を行った後に、利用者の障がい特性により、通常は外出が可能な利用者が外出の直前で不安定となり、（ヘルパーが励ましたり一緒に出かけようと働きかけたりしたが）結果として外出できなかった場合は30分を上限に算定可能です。 また、外出中に利用者が不安定となったため帰宅し、そのまま利用者が安定するまで危機回避や見守り等を行った場合についても、帰宅後30分を上限に算定可能です。 なお、単なる天候の問題の場合（外出直前に雨となって戸外での支援ができなくなったような場合など）においては、キャンセル扱いとなり、算定不可です。</p>

<p>サービスの内容</p>	<p><b>Q27 利用者の区分によるサービス内容</b></p> <p>利用者の区分によって、提供できるサービスに差があるのですか。</p> <p>A 利用者の区分については、あくまでも 報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。ただし、グループ支援の際は、支援者が1名で同時に支援できるのは、区分Bの方で最大2名、区分Cの方で最大3名までとなります。</p>
<p>対象となる外出の範囲</p>	<p><b>Q28 旅行中における移動支援の利用</b></p> <p>旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。</p> <p>A 旅行中であっても移動支援を利用することができます。また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。この場合、宿泊先のホテル等での介助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。また、障がい児については、原則対象とはなりません。</p>
<p>対象となる外出の範囲</p>	<p><b>Q29 移動支援事業所を目的地とした外出</b></p> <p>外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか。</p> <p>A 外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる『預かり行為』と見なされるため、移動支援の対象とはなりません。</p>
<p>対象となる外出の範囲</p>	<p><b>Q30 短期入所や日中活動系事業所への送迎</b></p> <p>短期入所や日中活動系事業所の送迎に利用できますか。</p> <p>A 利用できません。要件を満たした場合、日中活動系事業所等に送迎加算が算定されるため、原則、当該事業所が対応することになります。ただし、送迎予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難となった場合については、例外的に利用することが可能となります。</p>

対象となる 外出の範囲	<p><b>Q31 日中活動系事業所への帰宅時の利用</b></p> <p>日中活動系事業所への通所終了後、買い物をしてから帰宅したいのですが、移動支援を利用できますか。</p>																										
	<p>A 利用できません。 日中活動系事業所の送迎には「送迎加算」があり、「あらかじめ定めた特定の場所」以外への送迎は認められていません。また移動支援は日中活動系事業所への送迎には利用できません。一旦帰宅してから利用してください。</p> <p>(例)</p> <table border="1" data-bbox="375 465 1136 595"> <tr> <td>自宅</td> <td>日中活動系事業所</td> <td>目的地</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>事業所の送迎</td> <td>移動支援</td> <td>移動支援</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="375 656 1136 786"> <tr> <td>自宅</td> <td>日中活動系事業所</td> <td>目的地</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>事業所の送迎</td> <td>事業所の送迎</td> <td>移動支援</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="375 846 1401 976"> <tr> <td>自宅</td> <td>日中活動系事業所</td> <td>自宅</td> <td>目的地</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>事業所の送迎</td> <td>事業所の送迎</td> <td>移動支援</td> <td>移動支援</td> </tr> </table>	自宅	日中活動系事業所	目的地	自宅	×	事業所の送迎	移動支援	移動支援	自宅	日中活動系事業所	目的地	自宅	×	事業所の送迎	事業所の送迎	移動支援	自宅	日中活動系事業所	自宅	目的地	自宅	○	事業所の送迎	事業所の送迎	移動支援	移動支援
	自宅	日中活動系事業所	目的地	自宅																							
×	事業所の送迎	移動支援	移動支援																								
自宅	日中活動系事業所	目的地	自宅																								
×	事業所の送迎	事業所の送迎	移動支援																								
自宅	日中活動系事業所	自宅	目的地	自宅																							
○	事業所の送迎	事業所の送迎	移動支援	移動支援																							
対象となる 外出の範囲	<p><b>Q32 『通年かつ長期にわたる外出』に該当するもの</b></p> <p>通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、『通年かつ長期にわたる外出』に該当するものはありますか。</p> <p>A 『通年かつ長期にわたる外出』とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しており、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、移動支援の対象ではありません。したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（買い物や映画、サークル活動など）を制限するものではありません。</p>																										
グループ支援	<p><b>Q33 グループ支援型の提供義務</b></p> <p>グループ支援による利用申込があった場合は、必ずサービス提供しなければなりませんか。</p> <p>A グループ支援型は、複数の利用者に対して同時支援を行うため、個別支援型よりも高度な支援能力が求められます。また、利用者が突然路上に飛び出す恐れがある場合など、障がいの特性によってはグループ支援になじまないこともあります。したがって、グループ支援型の提供については、事業者が適切なサービス提供が可能と判断した場合のみ実施することとします。</p>																										

グループ支援	<b>Q34 『区分B』と『区分C』のグループ支援型</b> 『区分B』と『区分C』の決定を受けている利用者 を、同時に支援することは可能ですか。
	A 支援を行う上で支障がないと事業者が判断した場合については、グループ支援型による支援を実施して差し支えありません。ただし、グループ支援の際は、支援者が1名で同時に支援できるのは、区分Bの方で最大2名、区分Cの方で最大3名までとなります。異なる区分の方を同時に支援する場合は、区分Bの方の場合の最大2名までを適用します。
グループ支援	<b>Q35 出発地が異なる場合のグループ支援型</b> 出発地が異なる場合でも、グループ支援はできますか。
	A それぞれの利用者の出発地が異なっても、グループ支援型の利用は可能です。
グループ支援	<b>Q36 個別支援型とグループ支援型の併用</b> 待ち合わせ場所までは個別支援型、待ち合わせ場所からはグループ支援型によるサービス提供は可能ですか。
	A マンツーマンの場面と同時支援の場面がある場合も、一連の外出全てにおいてグループ支援型の報酬を算定してください。
グループ支援	<b>Q37 グループ支援型におけるキャンセルの取扱い</b> グループ支援型で一方の利用者がキャンセルした場合、事業者の報酬はどうなりますか。
	A グループ支援型は、一方の利用者の外出準備に予定より時間を要したり、急なキャンセルなどもありえることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。グループ支援において、一方の利用者のキャンセルにより結果としてマンツーマンの支援を行った場合は、利用者の同意を得た上で、個別支援型の報酬を算定しても差し支えありません。

その他、個別のケースについては、事前に担当者にお問い合わせください。